

○犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく古物商及び質屋に係る事務取扱
要領の制定について

〔 令和 5 年 5 月 3 1 日
例規甲（生企許）第 2 0 号 〕

（概要）

この要領は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則に基づき、法第 2 条第 2 項第 4 3 号に規定する特定事業者のうち古物商及び質屋に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。